

1 県森林・林業施策の体系(具体的内容と主な事業)

2 森林・林業施策に対する林業公社の役割

【背景】
戦後、荒廃した国土の森林を再生し、公益的機能を早期に回復させるとともに、経済発展に伴う木材需要をまかなうため、造林を拡大する施策が国策として進められた。

長野県でも、昭和30年代から拡大造林を主体とした「造林計画(昭和32年～55年)」を樹立し、造林を進めてきた。

林業の生産基盤は脆弱で、資金不足から森林所有者自らがこうした国の造林施策を担うことは困難であった。

分収方式による造林や育林を促進し、林業の発展と森林の有する諸機能の維持増進を図る目的で、昭和33年に「分収林特別措置法」が制定される。

分収方式により、森林所有者に代わって、林業公社の森林造成が可能となり、早期の森林再生と諸機能の維持増進が期待された。

造林し育成する間は、適正な管理が必要であるが、木材収入が見込めないことから、借入金で運営することとなるため、林業公社が行う造林事業には、農林漁業金融公庫(現在の政策金融公庫)の融資制度が適用された。

健全な森林づくりへの貢献

昭和41年に設立、国策による森林造成を担ってきた。

森林所有者 3,747人と分収契約を締結し、森林面積 17,805haの管理を実施してきた。

樹種毎の施業体系にあった適期施業を実施し、健全な森林を育成、管理してきた。

分収方式による森林づくりを加速化し、公益的機能の維持増進を推進している。

森林路網の整備により、木材の生産コストを削減した搬出間伐を推進し、林業再生に寄与している。

地域への貢献

森林づくりが困難であった森林所有者は、不安が解消され、安心して林業公社に森林の管理を任せている。

計画的な造林は、地域の雇用の確保、経済の振興に寄与してきた。

林業公社が管理を実践する森林は、地域の森林整備の見本であり、先進的な役割を担っている。

近年、森林の野生鳥獣(シカ、クマ)被害が増加する中で、林業公社が実施する防除対策(皮剥ぎ防止のテープ巻き)は、地域の見本となっている。

【これまでに公社が実施してきた事業(施業)写真】



昭和40年代の造林
(植林の状況)



植栽後 数年間は
「下刈り」作業が必要



育てている木の支障となる
木を伐採する「除伐」作業
が必要



間引きをする「間伐」
作業が数回必要(保育)



材を利用するための
「搬出間伐」を実施中



現在の健全に管理されている森林

